

FP	3級	保険
----	----	----

2024年 1月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日
実施日② ◆ 年 月 日
実施日③ ◆ 年 月 日
試験時間 ◆ 60分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。
9. 途中退出はできません。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（41歳）は、飲食店を営んでいる個人事業主である。Aさんは、大学卒業後に入社した食品メーカーを退職した後、現在の飲食店を開業した。店の業績は、堅調に推移している。

最近、Aさんは、老後の収入を増やすことができる各種制度を活用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんに関する資料〉

(1) 生年月日：1982年7月19日

(2) 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

大学卒業後から10年間（120月）、厚生年金保険に加入。その後は国民年金の保険料を納付している。

20歳	22歳	32歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 33月		厚生年金保険 被保険者期間 120月	国民年金 保険料納付済期間 327月

※ Aさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 はじめに、Mさんは、〈Aさんに関する資料〉に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額（2023年度価額）を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) $795,000円 \times \frac{327月}{480月}$

2) $795,000円 \times \frac{447月}{480月}$

3) $795,000円 \times \frac{447月 + 33月 \times 1/3}{480月}$

《問2》次に、Mさんは、老後の収入を増やすための各種制度について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが国民年金の付加保険料を納付して、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、『400円×付加保険料納付済期間の月数』の算式で計算した額を付加年金として受け取ることができます」
- 2) 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乘せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金の老齢年金は、終身年金ではなく、5年もしくは10年の確定年金となります」
- 3) 「国民年金の第1号被保険者は、国民年金基金に加入することができますが、国民年金基金に加入した場合は、国民年金の付加保険料を納付することができません」

《問3》最後に、Mさんは、確定拠出年金の個人型年金（以下、「個人型年金」という）について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんが個人型年金に加入した場合、拠出することができる掛金の限度額は、年額（
①）円となります。拠出した掛金は、所得控除の対象となり、運用益は課税されません。
個人型年金の老齢給付金は、60歳到達時点で通算加入者等期間が（②）年以上ある場合、
60歳から受け取ることができます。」

個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります。また、個人型年金の実施機関である（③）に対して、加入時に2,829円、掛金拠出時に収納1回当たり105円の手数料を支払うほか、運営管理機関等が定める手数料を負担する必要があります」

- 1) ① 816,000 ② 10 ③ 国民年金基金連合会
- 2) ① 276,000 ② 5 ③ 国民年金基金連合会
- 3) ① 276,000 ② 10 ③ 企業年金連合会

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（54歳）は、会社員の妻Bさん（53歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には子が1人いるが、既に結婚して独立している。

Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から終身介護保険の提案を受けたことを機に、要介護状態になった場合の保障を充実させたいと思うようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 無配当終身介護保険
- ・ 月払保険料 : 6,700円（全額が介護医療保険料控除の対象）
- ・ 保険料払込期間 : 終身払込（注1）
- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者・受取人 : Aさん
- ・ 指定代理請求人 : 妻Bさん

主契約の内容	保障金額	保険期間
終身介護年金（注2）	年額60万円	終身

特約の内容	保障金額	保険期間
介護一時金特約（注2・3）	一時金100万円	終身
指定代理請求特約	—	—

(注1) 保険料払込期間は、契約時に有期払込を選択することができる。

(注2) 公的介護保険制度の要介護3以上と認定された場合、または保険会社所定の要介護状態になった場合に支払われる（死亡保険金の支払はない）。

(注3) 介護一時金が支払われた場合、介護一時金特約は消滅する。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 はじめに、Mさんは、公的介護保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「公的介護保険の保険給付を受けるためには、市町村（特別区を含む）から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります」
- 2) 「公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、公的介護保険の保険給付は受けられません」
- 3) 「公的介護保険の第2号被保険者が、公的介護保険の保険給付を受けた場合、原則として、実際にかかった費用の3割を自己負担する必要があります」

《問5》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「保険料払込期間を終身払込から有期払込にした場合、毎月の保険料負担は減少し、保険料の払込総額も少なくなります。保険料払込期間は有期払込を選択することを検討してはいかがでしょうか」
- 2) 「介護保障を準備するうえでは、目的に応じて保障内容を組み立てることが大切です。例えば、自宅の増改築費用は一時金タイプで準備し、毎月の介護費用は年金タイプで準備することなどが考えられます」
- 3) 「保険会社所定の認知症の状態に該当した場合や、身体障害者福祉法に連動して保険金・給付金が支払われる保険商品もあります。複数（他社）の保険商品の保障内容や保険料水準を確認することをお勧めします」

《問6》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「当該生命保険の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。適用限度額は、所得税で40,000円、住民税で28,000円となります」
- 2) 「Aさんが終身介護年金を受け取る場合、当該年金は非課税所得として扱われます」
- 3) 「指定代理請求特約により、妻BさんがAさんに代わって受け取る介護一時金特約の一時金は、一時所得として総合課税の対象となります」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（48歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社は、現在、役員退職金の準備を目的として、下記の〈資料1〉の生命保険に加入している。

Aさんは先日、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから、下記の〈資料2〉の生命保険の提案を受けた。

〈資料1〉 X社が現在加入している生命保険に関する資料

保険の種類：5年ごと利差配当付長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日：2015年6月1日
契約者（=保険料負担者）：X社
被保険者：Aさん
死亡保険金受取人：X社
死亡・高度障害保険金額：1億円
保険期間・保険料払込期間：98歳満了
年払保険料：230万円
65歳時の解約返戻金額：4,950万円
65歳時の払込保険料累計額：5,750万円
※ 解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。
※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

〈資料2〉 Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類：無配当特定疾病保障定期保険（無解約返戻金型・特約付加なし）
契約者（=保険料負担者）：X社
被保険者：Aさん
死亡保険金受取人：X社
死亡・高度障害・特定疾病保険金額：5,000万円
保険期間：10年（自動更新タイプ）
年払保険料：50万円
※ 死亡・所定の高度障害状態に該当した場合に加え、がん（悪性新生物）と診断確定された場合、または急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当した場合に保険金が契約者に支払われる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を25年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) 1,425万円
- 2) 1,500万円
- 3) 2,850万円

《問8》 Mさんは、〈資料1〉および〈資料2〉の定期保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「〈資料1〉の定期保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、保険始期から上昇し、保険期間満了直前にピークを迎えます」
- 2) 「〈資料1〉の定期保険をAさんが65歳のときに解約した場合、解約時点における払込保険料累計額と解約返戻金額との差額を雑損失として経理処理します」
- 3) 「〈資料2〉の定期保険は、〈資料1〉の定期保険のようなキャッシュバリューは期待できませんが、X社が受け取る特定疾病保険金は、Aさんががん等の治療で不在の間、事業を継続させるための資金として活用することができます」

《問9》 〈資料2〉の定期保険の第1回保険料払込時の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

	借 方		貸 方	
1)	定期保険料	50万円	現金・預金	50万円

	借 方		貸 方	
2)	定期保険料	20万円	現金・預金	50万円
	前払保険料	30万円		

	借 方		貸 方	
3)	保険料積立金	50万円	現金・預金	50万円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（52歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん（49歳） : パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。
- ・ 長男Cさん（20歳） : 大学生。2023年中の収入はない。長男Cさんが負担すべき国民年金の保険料はAさんが支払っている。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与所得の金額 : 520万円
- (2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
 - 契約年月 : 2014年7月
 - 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
 - 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
 - 解約返戻金額 : 600万円
 - 正味払込保険料 : 500万円

- ※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
- ※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
- ※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
- ※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 545万円
- 2) 570万円
- 3) 620万円

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i. 「妻Bさんの合計所得金額は（ ① ）万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、（ ② ）万円です」
- ii. 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、（ ③ ）万円です」

- 1) ① 38 ② 26 ③ 63
2) ① 48 ② 38 ③ 63
3) ① 103 ② 38 ③ 48

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが2023年中に支払った長男Cさんの国民年金の保険料は、その全額を社会保険料控除として総所得金額から控除することができます」
- 2) 「Aさんは、総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、所得税の確定申告をしなければなりません」
- 3) 「所得税の確定申告書は、原則として、2024年2月16日から3月31日までの間にAさんの住所地を所轄する税務署長に提出してください」

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（67歳）の推定相続人は、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんの3人である。

Aさんは、妻Bさんには相応の現預金を、長男Cさんには自宅および自宅に隣接する賃貸アパートを相続させたいと考えており、遺言書の作成を検討している。

〈Aさんの推定相続人〉

- ・妻Bさん（66歳） : Aさんと自宅で同居している。
- ・長男Cさん（42歳） : 会社員。妻と子があり、Aさん夫妻と同居している。
- ・二男Dさん（39歳） : 会社員。妻と子の3人で戸建て住宅（持家）に住んでいる。

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）〉

- ・現預金 : 4,000万円
- ・自宅（敷地330㎡） : 7,000万円（注）
- ・自宅（建物） : 1,000万円
- ・賃貸アパート（敷地300㎡） : 5,000万円（注）
- ・賃貸アパート（建物） : 3,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

- ・保険の種類 : 一時払終身保険
- ・契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・死亡保険金額 : 1,500万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続が現時点（2024年1月28日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が9,600万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

〈資料〉 相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円

- 1) 1,320万円
- 2) 1,380万円
- 3) 2,180万円

《問14》 遺言等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「自筆証書遺言は、所定の手続により、法務局（遺言書保管所）に保管することができます。法務局（遺言書保管所）に保管された自筆証書遺言は、相続開始後、相続人が遅滞なく、家庭裁判所に提出して、その検認の請求をしなければなりません」
- 2) 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」
- 3) 「遺言により、相続財産の大半を妻Bさんおよび長男Cさんが相続した場合、二男Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が2億円である場合、二男Dさんの遺留分の金額は5,000万円となります」

《問15》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんが受け取る一時払終身保険の死亡保険金（1,500万円）は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格には算入されません」
- 2) 「長男Cさんが、二男Dさんに対する代償交付金を準備する方法として、契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人を長男Cさん、被保険者をAさんとする終身保険に加入し、長男Cさんが負担する保険料相当額の現金をAさんが贈与することも検討事項の1つです」
- 3) 「特定居住用宅地等（自宅の敷地）と貸付事業用宅地等（賃貸アパートの敷地）について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、適用対象面積の調整はせず、それぞれの宅地等の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます」

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	2
問2	3
問3	1
第2問	
問4	3
問5	1
問6	3
第3問	
問7	1
問8	3
問9	1
第4問	
問10	1
問11	2
問12	3
第5問	
問13	2
問14	2
問15	3